

# 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例施行規則

〔平成19年1月17日  
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第19号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令等変更の場合における旅費)

第2条 条例第3条第5項の規則で定める額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続きをとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗車券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第4条 条例第4条第5項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は、別記様式による。

(管内の範囲)

第5条 条例第2条第1項第3号の規則で定める地域は、次の表の左欄に掲げる府県の区域内について、それぞれ同表の右欄に定める郡市の区域内の地域とする。

府県	地域
京都府	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡（井手町に限る。）、相楽郡（山城町、木津町、加茂町及び精華町に限る。)
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡、磯城郡、高市郡、北葛（葛）城郡

和歌山県	和歌山市
------	------

(甲地方の範囲)

第6条 条例別表の備考の規則で定める地域は、東京都の特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第4号までに規定する地域手当の級地(次条において「特定級地」という。)とする。

第7条 条例別表の備考の規則で定めるものは、前条に規定する地域以外の地域で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市のうち、特定級地とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）その1  
（表）

旅 行 命 令 簿

所属名		職名		氏名				
発令年月日	旅行命令 権者印	所属長印	用務	用務先	旅行期間		旅行者印	備考
					月 日 月 日	日間		
					月 日 月 日	日間		
					月 日 月 日	日間		
					月 日 月 日	日間		
					月 日 月 日	日間		

備考 この様式は、条例第3条第1項の規定に該当する旅行について使用する。ただし、事務処理上特に必要と認める場合については、任命権者は、広域連合長と協議して別に様式を定めることができる。

(裏)

発令年月日	旅行命令 権者印	所属長印	用務	用務先	旅行期間		旅行者印	備考
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		

					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		

その2

旅 行 依 頼 簿

発令年 月日	旅行命 令権者 印	任命権 者印	用務	目的地	旅行期間		所属名	職名	氏名	旅行者印	備考
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					

備考 この様式は、条例第3条第4項の規定に該当する旅行について使用する。